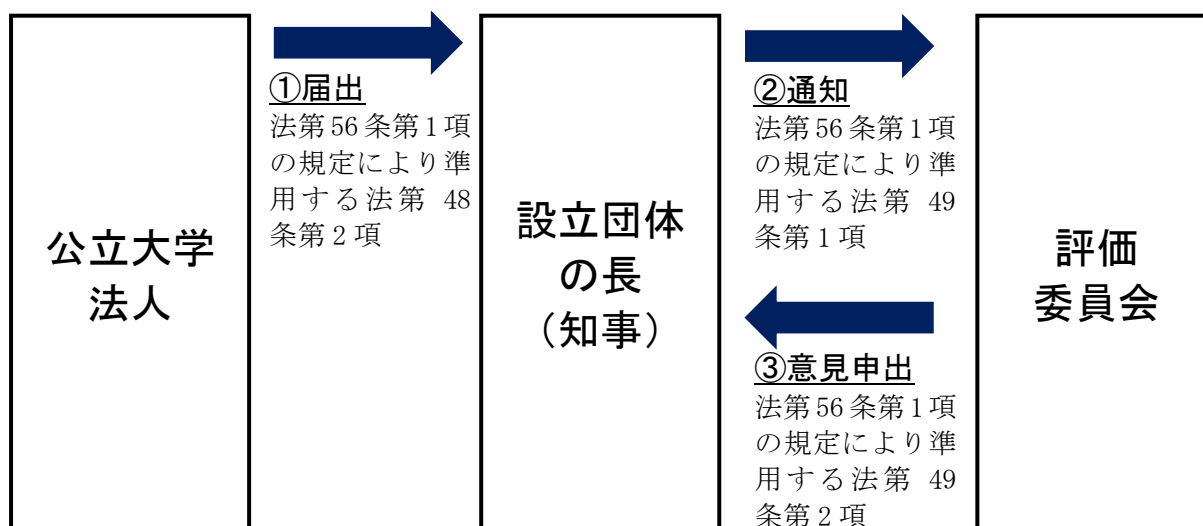


役員報酬等の支給基準に係る意見聴取について

1 趣旨

- 令和5年（2023年）12月21日に公立大学法人熊本県立大学から、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第56条第1項の規定により準用する法第48条第2項の規定により、役員の報酬の支給基準の変更について、設立団体の長（知事）に対して届出があった。
- 公立大学法人評価委員会は、法第56条第1項の規定により準用する法第49条第1項の規定により、知事から「役員報酬等の支給基準」の通知を受け、同条第2項の規定により第三者機関として客観的及び専門的見地から役員の報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかを精査し、知事に対し意見を申し出ることができる。

2 手続きに係るイメージ図



3 変更の概要

（1）基準の名称：公立大学法人熊本県立大学役員の給与に関する規則

（2）変更内容：県の給与改定に準じ、期末手当の支給割合を下記のとおり変更

- 令和5年（2023年）12月期： 1. 65月分 → 1. 75月分
- 令和6年（2024年）6月期・12月期：1. 65月分 → 1. 70月分

（3）施行日：令和5年（2023年）12月27日

	改定前		（改定後）令和5年		（改定後）令和6年	
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
支給割合	1. 65	1. 65	1. 65	<u>1. 75</u>	<u>1. 70</u>	<u>1. 70</u>
合計	3. 3		<u>3. 4</u>		<u>3. 4</u>	

県情文第267号

令和6年（2024年）12月27日

熊本県公立大学法人評価委員会

委員長 猪股 裕紀洋 様

熊本県知事 蒲島 郁夫

公立大学法人熊本県立大学の役員報酬の基準変更に係る届出について（通知）

このことについて、公立大学法人熊本県立大学より別添のとおり届け出がありました。

つきましては、地方独立行政法人法（以下「地独法」という。）第56条第1項の規定により準用する同法第49条第1項の規定に基づき通知します。

なお、本件の届出に関しては、地独法第56条第1項の規定により準用する同法第49条第2項の規定に基づき公立大学法人評価委員会は設立団体の長に対し意見を申し出る
ことができることを申し添えます。

熊本県総務部 総務私学局 県政情報文書課

担当：迫

TEL：096-333-2061 FAX：096-384-6552

e-mail：sako-y-d@pref.kumamoto.lg.jp

熊県大第386号

令和5年（2023年）12月21日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

公立大学法人熊本県立大学

理事長 白石 隆

役員の報酬及び職員の給与の基準変更に係る届出について

このことについて、別紙のとおり基準を変更したので、地方独立行政法人法
第56条第1項の規定により準用する同法第48条第2項及び同法第57条
第2項の規定により届け出ます。

公立大学法人熊本県立大学の役員の給与に関する規則 新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）	備考
公立大学法人熊本県立大学の役員の給与に関する規則 （期末手当） 第7条 常勤役員の期末手当は、職員給与規則の例による。ただし、職員給与規則第30条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の<u>170</u>」とする。 <u>附 則（令和5年12月27日熊県大規則第 号）</u> <u>（施行日）</u> <u>1 この規則は、令和5年12月27日から施行する。ただし、改正後の第7条の規定は、令和6年4月1日から適用する。</u> <u>（期末手当に関する経過措置）</u> <u>2 令和5年12月に支給する期末手当に係る改正後の第7条の規定の適用については、同条ただし書中「100分の170」とあるのは「100分の175」とする。</u> <u>（給与の内払）</u> <u>3 改正後の規則を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。</u>	公立大学法人熊本県立大学の役員の給与に関する規則 （期末手当） 第7条 常勤役員の期末手当は、職員給与規則の例による。ただし、職員給与規則第30条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の<u>165</u>」とする。	

公立大学法人熊本県立大学の役員の給与に関する規則

平成18年4月1日

熊県大規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人熊本県立大学の役員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 役員の給与は、理事長、副理事長及び常勤の理事（以下「常勤役員」という。）については、基本給、通勤手当及び期末手当とし、非常勤の理事及び監事（以下「非常勤役員」という。）については非常勤役員手当とする。

(給与の支給日)

第3条 常勤役員の給与（期末手当を除く。）は、毎月21日に支給する。

2 期末手当は、6月30日及び12月10日に支給する。

3 前2項に規定する日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

(基本給)

第4条 常勤役員の基本給月額、次表に定める号給とする。

号給	基本給月額
1	650,000
2	761,000
3	818,000
4	895,000
5	965,000

2 前項の号給は、常勤役員に就任する者の経歴等を勘案し、経営会議及び理事会の議を経て、理事長が決定するものとする。

3 理事長は、前項の規定にかかわらず、その者の業務実績に応じ、同項の規定による基本給月額の100分の20の範囲内で、経営会議及び理事会の議を経て、これを増額し、又は減額することができる。

(非常勤役員手当)

第5条 非常勤役員手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 理事 日額 30,000円

(2) 監事 日額 30,000円

2 非常勤役員手当は、非常勤役員が執務を行った日に支給するものとする。

(通勤手当)

第6条 常勤役員の通勤手当は、公立大学法人熊本県立大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）の例による。

（期末手当）

第7条 常勤役員の期末手当は、職員給与規則の例による。ただし、職員給与規則第30条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の170」とする。

（月の中途中で就任又は退職した場合の給与）

第8条 月の初日以外の日において新たに就任した常勤役員に就任当月分の給与（通勤手当及び期末手当を除く。以下この条及び次条において同じ。）を支給する場合は、給与の日額に月の初日からその者が常勤役員となった日の前日にいたるまでの土曜日、日曜日及び休日以外の日の日数を乗じて得た額を給与月額から控除する。

2 月の末日以外の日において退職した常勤役員に退職当月分の給与を支給する場合は、給与の日額に、その者が退職した日の翌日から月の末日にいたるまでの土曜日、日曜日及び休日以外の日の日数を乗じて得た額を給与月額から控除する。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の給与は、当月分の給与月額の全額を支給する。

（給与の日額）

第9条 前条に規定する給与の日額は、給与月額を当該月の土曜日、日曜日及び休日以外の日で除して得た額とする。

（給与の支払方法）

第10条 常勤役員の給与は、その全額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき常勤役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その常勤役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、常勤役員が給与の全部又は一部につき自己の預貯金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

（端数の処理）

第11条 この規則により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、役員の給与の支給に関し必要な事項は、職員の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第7条の規定の適用については、同条ただし書き中「100分の140」とあるのは「100分の160」とあるのは「100分の140」とあるのは「100分の145」とする。
- 3 平成22年12月に支給する期末手当に関する第7条の規定の適用については、同条ただし書き中「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とあるのは「100分の137.5」とあるのは「100分の150」とする。

附 則（平成21年3月31日熊県大規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月25日熊県大規則第1号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年11月27日熊県大規則第3号）

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日熊県大規則第6号）

この規則は、平成２２年１２月１日から施行する。

附 則（平成２４年３月３０日熊本大規則第５号）

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年１２月１８日熊本大規則第６号）

（施行日）

- １ この規則は平成２６年１２月１８日から施行する。ただし、改正後の第７条の規定は、平成２７年４月１日から施行する。

（期末手当に関する経過措置）

- ２ 平成２６年１２月に支給する期末手当については、第７条の規定を適用し、同条ただし書き中「１００分の１６２．５」とあるのは「１００分の１７０」とする。

（給与の内払）

- ３ 改正後の規則を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則

（施行期日等）

- １ この規則は、平成２８年３月１７日から施行する。ただし、第２条の規定並びに附則第４項の規定は、平成２８年４月１日（以下「切替日」という。）から施行する。
- ２ 第１条の規定による改正後の公立大学法人熊本県立大学役員給与規則（以下「改正後の役員給与規則」という。）の規定は、平成２７年４月１日から適用する。
- ３ 改正後の規則を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
- ４ 切替日の前日から引き続く任期を有する役員の受ける基本給月額が、同日において受けていた基本給月額に達しないこととなる役員には、平成３０年３月３１日（切替日から平成３０年３月３１日までの間に任期の末日を迎える役員にあたっては、当該任期の末日）までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則（平成２９年１２月２１日熊本大規則第７号）

（施行日）

- １ この規則は、平成２９年１２月２１日から施行する。ただし、改正後の第７条の規程は、平成３０年４月１日から適用する。

（期末手当に関する経過措置）

- ２ 平成２９年１２月に支給する期末手当に係る改正後の第７条の規定の適用については、同条ただし書中「１００分の１７２．５」とあるのは「１００分の１８０」とする。

（給与の内払）

- ３ 改正後の規則を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成３０年１２月２７日熊本大規則第８号）

（施行日等）

- １ この規則は、平成３０年１２月２７日から施行する。ただし、改正後の第７条の規程は、平成３１年４月１日から適用する。

（期末手当に関する経過措置）

- ２ 平成３０年１２月に支給する期末手当に係る改正後の第７条の規定の適用については、同条ただし書中「１００分の１６７．５」とあるのは「１００分の１７７．５」とする。

（給与の内払）

- 3 改正後の規則を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和元年12月26日熊県大規則第6号）

（施行日等）

- 1 この規則は、令和元年12月26日から施行する。ただし、改正後の第7条の規程は、令和2年4月1日から適用する。

（期末手当に関する経過措置）

- 2 令和元年12月に支給する期末手当に係る改正後の第7条の規定の適用については、同条ただし書中「100分の170」とあるのは「100分の172.5」とする。

（給与の内払）

- 3 改正後の規則を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和2年12月1日熊県大規則第4号）

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和3年3月17日熊県大規則第10号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日熊県大規則第81号）

（施行日）

- 1 この規則は、令和4年3月30日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第7条の規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

附 則（令和4年12月21日熊県大規則第7号）

（施行日）

- 1 この規則は、令和4年12月27日から施行する。ただし、改正後の第7条の規程は、令和5年4月1日から適用する。

（期末手当に関する経過措置）

- 2 令和4年12月に支給する期末手当に係る改正後の第7条の規定の適用については、同条ただし書中「100分の165」とあるのは「100分の167.5」とする。

（給与の内払）

- 3 改正後の規則を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和5年12月27日熊県大規則第5号）

（施行日）

- 1 この規則は、令和5年12月27日から施行する。ただし、改正後の第7条の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（期末手当に関する経過措置）

- 2 令和5年12月に支給する期末手当に係る改正後の第7条の規定の適用については、同条ただし書中「100分の170」とあるのは「100分の175」とする。

（給与の内払）

- 3 改正後の規則を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

令和5年度(2023年度) 給与改定のお知らせ

令和5年(2023年)12月

総務部人事課

令和5年12月定例県議会において給与関係条例が改正され、併せて関係規則等が改正されました。改定内容は、以下のとおりです。

1 期末手当・勤勉手当

支給割合を次のとおり改定。

【令和5年(2023年)12月期】

- | | | | |
|---------------|--------|---|--------|
| ① 一般の職員の期末手当 | 1.20月分 | → | 1.25月分 |
| (特定幹部職員の期末手当) | 1.00月分 | → | 1.05月分 |
| 一般の職員の勤勉手当 | 1.00月分 | → | 1.05月分 |
| (特定幹部職員の勤勉手当) | 1.20月分 | → | 1.25月分 |

- | | | | |
|----------------------|---------|---|-------|
| ② 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当 | 0.675月分 | → | 0.7月分 |
| (特定幹部職員の期末手当) | 0.575月分 | → | 0.6月分 |
| 定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当 | 0.475月分 | → | 0.5月分 |
| (特定幹部職員の勤勉手当) | 0.575月分 | → | 0.6月分 |

- ③ 特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当 1.65月分 → 1.75月分

- ④ 特別職(知事等)の期末手当 1.65月分 → 1.75月分

【令和6年(2024年)6月期及び12月期】

6月期と12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ均等に配分する。
年間の支給割合は令和5年度(2023年度)改定後と同じ。

(参考) 期末手当・勤勉手当の支給割合

一般職員 ※()内は特定幹部職員

	改定前		令和5年度改定後		令和6年度	
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
期末手当	1.2 (1.0)	1.2 (1.0)	1.2 (1.0)	<u>1.25</u> (<u>1.05</u>)	<u>1.225</u> (<u>1.025</u>)	<u>1.225</u> (<u>1.025</u>)
勤勉手当	1.0 (1.2)	1.0 (1.2)	1.0 (1.2)	<u>1.05</u> (<u>1.25</u>)	<u>1.025</u> (<u>1.225</u>)	<u>1.025</u> (<u>1.225</u>)
合 計	4.4		<u>4.5</u>		<u>4.5</u>	

定年前再任用短時間勤務職員 ※()内は特定幹部職員

	改定前		令和5年度改定後		令和6年度	
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
期末手当	0.675 (0.575)	0.675 (0.575)	0.675 (0.575)	<u>0.7</u> (<u>0.6</u>)	<u>0.6875</u> (<u>0.5875</u>)	<u>0.6875</u> (<u>0.5875</u>)
勤勉手当	0.475 (0.575)	0.475 (0.575)	0.475 (0.575)	<u>0.5</u> (<u>0.6</u>)	<u>0.4875</u> (<u>0.5875</u>)	<u>0.4875</u> (<u>0.5875</u>)
合 計	2.3		<u>2.35</u>		<u>2.35</u>	

特定任期付職員及び任期付研究員

	改定前		令和5年度改定後		令和6年度	
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
期末手当	1.65	1.65	1.65	<u>1.75</u>	<u>1.7</u>	<u>1.7</u>
合 計	3.3		<u>3.4</u>		<u>3.4</u>	

特別職(知事、副知事、教育長、常勤監査委員、病院事業管理者及び議員)

	改定前		令和5年度改定後		令和6年度	
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
期末手当	1.65	1.65	1.65	<u>1.75</u>	<u>1.7</u>	<u>1.7</u>
合 計	3.3		<u>3.4</u>		<u>3.4</u>	

2 給料表

別添1のとおり改定。

3 初任給調整手当

別添2のとおり改定。

※対象は医師・歯科医師及び獣医師

4 差額支給

上記1、2及び3の遡及適用に伴い、令和5年(2023年)4月～12月の間の差額が支給されます。

支給日：令和5年(2023年)12月28日(木)